（新潟漁業調整事務所に置く課等）

第五百五十九条　新潟漁業調整事務所に、次の二課並びに漁業監督指導官七人、上席漁業監督指導官一人及び資源管理推進官一人を置く。

資源課

漁業監督課

（境港漁業調整事務所に置く課等）

第五百六十三条　境港漁業調整事務所に、次の二課並びに漁業監督指導官十三人、上席漁業監督指導官一人及び資源管理推進官一人を置く。

資源課

漁業監督課

（漁業監督指導官及び上席漁業監督指導官）

第五百八十二条　漁業監督課に、漁業監督指導官三十七人及び上席漁業監督指導官一人を置く。

2・3　（略）

附　則

1～7　（略）

（設置期間の特例）

8　第四十七条第一項の経営専門官のうち一人、第五十四条第一項の福島復旧復興対策調整官及び九州森林管理局に置かれる第四百五十三条第一項の災害対策専門官は、令和五年三月三十一日まで置かれるものとする。

9～11　（略）

（新潟漁業調整事務所に置く課等）

第五百五十九条　新潟漁業調整事務所に、次の二課並びに漁業監督指導官六人、上席漁業監督指導官一人及び資源管理推進官一人を置く。

資源課

漁業監督課

（境港漁業調整事務所に置く課等）

第五百六十三条　境港漁業調整事務所に、次の二課並びに漁業監督指導官十二人、上席漁業監督指導官一人及び資源管理推進官一人を置く。

資源課

漁業監督課

（漁業監督指導官及び上席漁業監督指導官）

第五百八十二条　漁業監督課に、漁業監督指導官三十六人及び上席漁業監督指導官一人を置く。

2・3　（略）

附　則

1～7　（略）

（設置期間の特例）

8　第五十四条第一項の福島復旧復興対策調整官及び九州森林管理局に置かれる第四百五十三条第一項の災害対策専門官は、令和五年三月三十一日まで置かれるものとする。

9～11　（略）

附　則

この省令は、令和二年十月一日から施行する。

○経済産業省令第七十九号

強靭かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十九号）の一部の施行に伴い、並びに電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三十三条の三及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項の規定に基づき、並びに独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）を実施するため、電気事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年九月三十日

経済産業大臣　梶山　弘志

電気事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気事業法施行規則の一部改正）

第一条　電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　［略］	第一章　［略］
第二章　電気事業	第二章　電気事業
第一節～第六節　［略］	第一節～第六節　［略］
第七節　広域的運営	第七節　広域的運営
第一款・第二款　［略］	第一款・第二款　［略］
第三款　災害等への対応（第四十七条の二―第四十七条の四）	第三款　災害時連携計画（第四十七条の二―第四十七条の三）
第八節　あっせん及び仲裁（第四十七条の五―第四十七条の十）	第八節　あっせん及び仲裁（第四十七条の四―第四十七条の九）
第三章　電気工作物	第三章　電気工作物
第一節　適用範囲及び定義（第四十七条の十一―第四十八条の二）	第一節　適用範囲及び定義（第四十七条の十―第四十八条の二）
第二節・第三節　［略］	第二節・第三節　［略］
第三章の二～第六章　［略］	第三章の二～第六章　［略］
附則	附則
第三款　災害等への対応	**第三款**　災害時連携計画
第四十七条の二・第四十七条の三　［略］	**第四十七条の二・第四十七条の三**　［略］
（発電の用に供する燃料）	［新設］
第四十七条の四　法第三十三条の三の経済産業省令で定めるものは、揮発油、灯油、軽油及び重油とする。	
第八節　あっせん及び仲裁	**第八節**　あっせん及び仲裁
第四十七条の五～第四十七条の十　［略］	**第四十七条の四～第四十七条の九**　［略］
第三章　電気工作物	**第三章**　電気工作物
第一節　適用範囲及び定義	**第一節**　適用範囲及び定義
第四十七条の十一・第四十七条の十二　［略］	**第四十七条の十・第四十七条の十一**　［略］

備考　表中の［　］は注記である。